

# 公 示

一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業及び個人タクシー事業を除く。）の許可申請等に係る法令試験の実施要領について

	平成14年	7月	1日	公示第2号
一部改正	平成25年	10月	31日	公示第59号
一部改正	令和3年	9月	6日	公示第37号
一部改正	令和8年	3月	31日	公示第90号

一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業及び個人タクシー事業を除く。）の許可申請等について、申請者が当該事業の遂行に必要な道路運送法等関係法令の知識を有するか否かの判断をするための法令試験を実施することとし、その実施要領を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

## 記

### 1. 試験の実施時期等

法令試験は、許可申請書を受理した日以降、適宜実施する。

なお、実施日時、場所等については、実施予定日の7日前までに申請者あて通知する。

### 2. 受験対象者

申請者本人（申請者が法人である場合は、許可後、当該一般旅客自動車運送事業に専従する役員）とする。

なお、試験当日の開始前に、当該申請に係る受験者が申請者本人であることを運転免許証、個人番号カード、パスポート、健康保険証等（以下「運転免許証等」という。）の提示により確認する。

### 3. 出題範囲

以下のとおりとする。

#### ① 道路運送法

- ② 道路運送法施行令
- ③ 道路運送法施行規則
- ④ 旅客自動車運送事業運輸規則
- ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則
- ⑥ 自動車事故報告規則
- ⑦ その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等

#### 4. 設問方式

○×方式とする。

#### 5. 出題数

30問とする。

#### 6. 試験時間

40分とする。

#### 7. 合格基準

正解率80%以上（24問以上の正解）を合格とする。

#### 8. 試験の結果

試験終了後に合否を発表する。

ただし、9. に定める再試験の場合は後日発表する。

#### 9. 再試験

初回の試験において合格基準に達しなかった場合は、後日再試験を実施する。

#### 10. その他

- ① 受験の際には、自動車六法等の持ち込みを認めることとする。
- ② 試験当日、受験者は筆記用具の他、2. に掲げる運転免許証等本人であることが確認できるものを持参することとする。

11. 事業の譲渡譲受（譲受人が同種別の一般旅客自動車運送事業（以下「事業」という。）を営んでいる者である場合を除く。）、合併（存続法人が同種別の事業を営んでいる者である場合を除く。）、分割（承継法人が同種別の事業を営んでいる者である場合を除く。）及び相続（相続人が同種別の事業を営んでいる者である場合を除く。）の認可申請は、この実施要領に準じて行う。

附 則

1. この取扱いは、平成14年7月1日から適用する。
2. 「一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請等に係る法令試験の実施要領について（平成14年1月31日付け公示第112号）」は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。

附 則（平成25年10月31日付け公示第59号で一部改正）

この取扱いは、平成25年11月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和3年9月6日付け公示第37号で一部改正）

この取扱いは、令和3年9月6日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和8年3月31日付け公示第90号で一部改正）

この取扱いは、令和8年4月1日以降に受理する申請から適用する。